

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 2 年 10 月 28 日

長野県企画振興部先端技術活用推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 2 年度相乗り誘発型のオンデマンド移動サービスと配送代行サービスの提供プロジェクトに係る運行データ分析等業務委託

(2) 業務の目的

先端技術を活用し、中山間地域のヒト・モノの移動課題を解決するため、AI を活用したオンデマンドシステムによる交通・物流の実証を行い、効果的な移動・配送モデルを確立する。

2 業務内容

(1) 実施内容

長野県企画振興部先端技術活用推進課（以下、「先端技術活用推進課」という。）は、令和元年 10 月 1 日から 11 月 30 日まで、小海町本村・中村地区及び南相木村で、ヒト・モノの移動データを収集した。更に今年度は、モノの移動実態をより詳細に把握するため、前述の 2 地域に北相木村を加え、令和 2 年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで、モノの移動データを収集中である。

本業務は、先端技術活用推進課が昨年度及び今年度に収集したヒト・モノの移動データ等を基に、今後展開しうる運行モデルプラン及び横展開マニュアルの作成等を行うものである。

具体的には、下記アからウを実施する。

ア データ分析業務

先端技術活用推進課が今年度及び昨年度のヒト・モノの移動データを基に取りまとめたレポートについて、内容を分析する。

昨年度のレポートは、下記により確認することができる。

http://min-mobi.jp/document/symposium/symposium_200205.pdf

今年度のレポートは、令和 2 年 10 月現在で収集中であるため、昨年度のレポートと同様の形式により、契約日までに委託者が作成するものとする。

イ 運行モデルプランの作成業務

アを踏まえ、対象地域における貨客混載を想定した運行モデルの考案及び事業費の試算等を行い、モデルプランとして取りまとめる。

ウ 横展開マニュアル作成業務

イのモデルプラン取りまとめに至った経緯等を、横展開をする際の参考資料となるよう、汎用性の高いマニュアルとしてとりまとめる。

(2) 仕様

別添1 仕様書(案)のとおり

なお、仕様書(案)の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がありますのでご了承ください。

(3) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施内容

- ・ データ分析結果を基にした、運行モデルプランのアウトプットイメージ
- ・ 横展開マニュアルのアウトプットイメージ

イ 実施体制

- ・ 実施体制
- ・ スケジュール

ウ 必要経費

本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載すること。なお、経費の合計額は(6)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 業務の実施場所 長野県内

(5) 履行期間又は履行期限 契約締結日から令和3年2月28日まで

(6) 費用の上限額 2,790,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

3 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第8の企画提案書の提出から第19の契約までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を滞納していないこと。
- (6) 長野県内に本店、支店又は事業所を有すること。
- (7) 長野県企画振興部先端技術活用推進課で行う打ち合わせ等に常時参加できる者であること。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上参加申込書を提出するものとします。提出期限（（3）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

（1）参加申込書の作成様式

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 参加要件具備説明書類総括書（様式第1号の附表）
- ③ 誓約書（様式第1号附表添付書類）

（2）担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2
長野県企画振興部先端技術活用推進課
担 当 中村 政俊
電話番号 026-235-7146
ファクシミリ 026-235-0517
メールアドレス sentan@pref.nagano.lg.jp

（3）参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年11月4日（水）午後5時まで。
（土曜日、日曜日及び休日^{*}は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
- ② 提出先 4（2）に同じ。
- ③ 提出方法 郵送または持参とする。
なお、郵送の場合は、提出期限までに先端技術活用推進課に到達したものに限り、提出した際は、到達したことを電話で4（2）の担当者に確認してください。

（4）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（5）非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（7（5）①）の3日前までに、応募資格要件非該当通知書（様式第3号）により先端技術活用推進課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）以内に、書面（様式自由）により先端技術活用推進課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）以内に電子メールの方法により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 4（2）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。

(6) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 説明会

説明会は開催しません。

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 4 (2) に同じ。
- (2) 受付期間 公告日から11月6日（金）午後2時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第4号）を電子メールにより先端技術活用推進課まで提出するものとします。なお、提出した場合は、電話にて到達の確認をお願いします。
- (4) 回答方法 先端技術活用推進課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和2年11月9日（月）までに業務等質問回答書（様式第5号）により長野県公式ホームページで公表します。

7 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式 企画提案書（様式第6号）による。
- (2) 企画書の作成様式 企画書（様式第6号の附表）による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 様式第6号の附表の「4 必要経費」記載欄は、経費の合計額は2（6）に示す費用の上限額以内となるように記載すること。
 - ② 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合には、様式第6号の附表の「その他」記載欄に再委託の予定又は企画協力等の予定を記載すること。
ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 4（2）に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
 - ③ 受付方法 業務等質問書（様式第4号）を電子メールにより提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては電子メールにより回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和2年11月12日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
 - ② 提出先 4（2）に同じ。
 - ③ 提出部数 6部（原本1部、副本5部）
 - ④ 提出方法 郵送または持参とする。
なお、提出期限までに先端技術活用推進課に到達したものに限りです。

提出した際は、到達したことを電話で4（2）の担当者に確認してください。

（6）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目	審査内容	配点
1 実施内容 (60点)	昨年度及び今年度のレポート結果を考慮した適切な運行モデルプランを作成できる見込みがあるか。	30
	運行モデルプラン作成において考慮した点等のノウハウを共有できる適切な横展開マニュアルを作成できる見込みがあるか。	30
2 業務の実施体制 (30点)	事業が適切に行える体制が整っているか。	10
	事業の実施スケジュールが現実的であるか。	20
3 業務に要する経費及びその内訳 (10点)	事業実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、県の予算の範囲内であるか。	10
合 計		100

（7）企画提案の選定の方法

① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中50点未満の場合は選定しません。

また、全審査委員の採点結果において「劣る」の採点があった者は、原則として選定しません。

② 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出された企画提案書の内容について審査を行います。なお、プレゼンテーションは実施しません。

（8）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書（様式第9号）により先端技術活用推進課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書（様式第10号）により先端技術活用推進課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第11号）及び企画提案審査委員会評価書（様式第7号）を長野県公式ホームページに掲載します。

（9）非選定理由に関する事項

① （8）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）以内に、書面（様式自由）により先端技術活用推進課長に対して非選定理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。ただし、10日目が休日の場合は、休日明け）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 4（2）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添 2 契約書（案）のとおり

9 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日（休日を含む。ただし、3日目が休日の場合は、休日明け）以内に、見積書（**要領様式第12号**）により先端技術活用推進課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
4（2）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。